

浜松市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市マスコットキャラクター「出世大家康くん」及び「出世法師直虎ちゃん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の申込み)

第2条 着ぐるみを使用するもの(以下「使用者」という。)は、浜松市産業部観光・シティプロモーション課(以下「管理者」という。)若しくは管理者が指定する者に、電話などで着ぐるみ使用について仮予約をした上、様式第1号「浜松市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出申込書」(以下「申込書」という。)を管理者若しくは管理者が指定する者に提出し、その承諾を得なければならない。

(使用承諾基準)

第3条 管理者若しくは管理者が指定する者は、前条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 浜松市の品位を傷つけ、また正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の商品の営利活動のみに使用するとき。
- (5) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する施設に関連する業務において使用する場合
- (7) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めるとき。

(使用承諾の通知)

第4条 管理者もしくは管理者が指定する者は、前条の基準を満たし、また、当該使用が浜松市のPRまたは地域活性化、出世の街づくりに寄与すると認めるときは、使用者に対し使用承諾の連絡を行う。

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 『「出世大名家康くん」着ぐるみ使用マニュアル』または『「出世法師直虎ちゃん」着ぐるみ使用マニュアル』を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 申込書の記載通りに使用すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取り消し)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この要綱に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、管理者若しくは管理者が指定する者は一切の責任を負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者若しくは管理者が指定する者は一切の責任を負わない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるものの他、着ぐるみの取り扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

この要綱は、平成29年8月26日から施行する。